

飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託仕様書

1 業務名

飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託

2 履行場所

飯塚市 地内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

ただし、実際の業務履行期間は令和9年4月1日からとし、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは、業務の準備期間とする。

4 業務内容及び目的

飯塚市子どもの健全育成支援事業は、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒に対し、家庭環境における養育上の何らかの課題が、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという問題意識に立ち、学習支援及び生活指導等を実施するとともに、日常生活や進路等について相談や助言・指導を行うことにより、将来的な社会的、経済的自立心の涵養を目指すものです。

受託者は、飯塚市内に居住する生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもの健全な育成を支援するため、若菜小学校、伊岐須会館及び庄内交流センターにおいて、毎週土曜日の午前10時から午後2時まで「学び場・ほなみ」、「学び場・ふたせ」及び「学び場・しょうない」を開催し、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 参加者への学習支援（タブレットを活用した学習等）
- (2) 参加者への生活指導（日常・社会生活における体験学習等）
- (3) 参加者への昼食の提供及び食育
- (4) 参加者の生活、進路等に関する指導・助言
- (5) 各会場の定員を満たすための受講者確保の取り組み

履行期間内の開催数については、「学び場・ほなみ」、「学び場・ふたせ」及び「学び場・しょうない」とともに年間40回程度を予定し、各会場における1開催当たりの児童・生徒の参加者数は20名を予定する。また、開催の中止や日時等変更にかかる利用者への連絡は受託者が行う。

5 参加者の要件

(1) 「学び場」への参加者の要件は次のとおりとする。

- ① 参加児童については、市内小学校の4学年から6学年までに在籍する児童で、市に対し、別に定められた参加申込書および同意書を提出し、参加を認められたものとする。
- ② 参加生徒については、市内中学校に在籍する生徒で、市に対し、別に定められた参加申込書および同意書を提出し、参加を認められたものとする。
- ③ その他、特に市長が参加を認めたもので、市に対し、別に定められた参加申込書および同意書を提出し、参加を認められたものとする。

6 安全、衛生について

参加者等(事業従事者も含む)は、受託者の責任でスポーツ安全保険に加入させるものとする。

また、開催にあたっては、新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防に特段の注意を払い、必要に応じて開催方法について協議するものとする。

なお、「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律69号)」に基づき、事業者が講ずべき措置を行うこととする。

7 報告書の提出

受託者は、事業開始後、毎月10日までに前月の活動状況(月報)を提出し、本事業終了後には、活動状況(年報)及び実績報告書を提出しなければならない。

8 個人情報の取扱い

業務に係る個人情報については、飯塚市個人情報の保護に関する施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)の本旨に従い、市職員等と十分に協議の上、適正に取り扱うこと。

9 支払い方法

契約金額を3で除した金額を各年度の契約金額とする。ただし、各年度の契約金額に1円未満の端数が生じた場合は、最終年度に加算する。

各年度の契約金額を6で除した金額を、5月、7月、9月、11月、1月、3月の業務委託完了検査で完了が認められた後、受注者からの正当な請求に基づき30日以内に支払うものとする。ただし、支払金額に千円未満の端数が生じた場合は、各年度の最終支払い分に加算するものとする。

なお、消費税法(昭和63年法律第108号)などの改正等によって変動が生じた場合は当該年度の支払い分で調整するものとする。

10 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の

利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

1 1 委託業務の内容変更

発注者は、契約締結後の事情により、委託業務内容の一部を変更することができる。

この場合において、委託料を変更する必要があるときは、発注者受託者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

1 2 その他

本仕様書で定めのない事項を定める必要が生じた場合、又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。

「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」に基づき、事業者が講ずべき措置を行うこととする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者が所有する個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第3条 受注者は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときはこの限りではない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、本契約による個人情報の取扱いに係る業務を第三者(再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。以下、同じ。)に委託してはならない。ただし、本契約の業務遂行上やむを得ず個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を第三者に再委託する必要がある場合には、再委託先について、書面によりあらかじめ発注者に申請し、発注者の承認を得た場合に限り再委託することができるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、本契約による業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、個人情報の漏えい等の防止のために合理的と認められる範囲内で、個人情報保護委員会が作成する個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに従い、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(業務従事者への周知)

第9条 受注者は、本契約による業務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(事故発生時における対応)

第 10 条 受注者は、本契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第 11 条 受注者は、本契約による業務が終了若しくは解除されたときは、当該業務上知り得た個人情報(媒体を含む。)について、速やかに返還、消去又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(契約解除)

第 12 条 発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除をすることができるものとする

(損害賠償)

第 13 条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由により、本契約に違反して個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者又は第三者に損害が生じた場合、発注者は損害の賠償を請求することができる。

(定期報告及び緊急時報告)

第 14 条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 15 条 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。